

【令和2年度 政策・調整会議】

件名：第3次川崎市自殺対策総合推進計画（案）の策定について

日時：令和2年11月10日（火）10：56～10：59

場所：第3庁舎18階 大会議室

●付議理由

国の自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、川崎市自殺対策の推進に関する条例に基づき、平成30年3月に策定した第2次川崎市自殺対策総合推進計画の計画期間終了に伴い、第3次計画を策定し、本市の現状とこれまでの経過を踏まえた総合的な自殺対策をより一層推進するため。

●付議概要

第3次川崎市自殺対策総合推進計画を策定し、本市の現状とこれまでの経過を踏まえた総合的な自殺対策の推進を図る。

1 計画の基本理念

学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す。

2 主要な課題

第3次計画では、基本理念や自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識、川崎市の現状を踏まえ、第2次計画で設定した7つの主要な課題を基本に取り組む。

3 目標

第2次計画同様に定量的な目標及び定性的な目標の2つを設定する。

（1）定量的な目標

厚生労働省人口動態統計における自殺死亡率について、過去3年間（平成29（2017）年－令和元（2019）年）の平均14.2を基準として、計画期間を含む3年間（令和3（2021）年－令和5（2023）年）の平均を5%以上減少（13.5未満）することを旨とする。

（2）定性的な目標

自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図る。

●結論

案のとおり了承。